河南町木造住宅除却工事補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、本町に存する木造住宅（国及び地方公共団体が所有する建築物は除く。以下同じ。）の除却工事を行う所有者に対し、予算の範囲内において河南町木造住宅除却工事補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、町内の耐震性の不足している木造住宅の除却を促進し、もって地震による人的・経済的な被害の軽減を図るとともに、住環境の改善に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　（１）　木造住宅　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する建築物のうち木造のもので、かつ、一戸建ての住宅、長屋住宅及び共同住宅に該当するもの（当該木造住宅が店舗その他これに類する用途を兼ねる場合にあっては、当該用途に該当する部分の床面積が延べ床面積の２分の１未満であるものに限る。）をいう。

（２）　耐震診断　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）第４条第２項第３号に規定する技術上の指針に基づき、耐震改修技術者が木造住宅の耐震性について判定するものであって、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法（時刻暦応答計算による方法を除く。以下同じ。）」その他町長が適当と認める方法に基づき、木造住宅の耐震性について判定する診断をいう。

（３）　耐震改修技術者　次のいずれかに該当する建築技術者をいう。

ア　一般財団法人日本建築防災協会主催の木造住宅の耐震改修技術者講習会を受講し、「耐震改修技術者講習会受講修了証」の交付を受けた者

イ　公益社団法人大阪府建築士会主催の既存木造住宅の耐震診断・改修講習会を受講し、かつ、受講修了者名簿に登録された者

ウ　その他町長がア又はイに掲げる者と同等以上の技術を有すると認めた者

（４）　耐震診断結果　耐震診断の判定方法である「一般診断法」又は「精密診断法」による総合評価における上部構造評点（第２号に規定する町長が適当と認める方法による場合にあっては、当該方法を用いて得た数値）をいう。

（５）　簡易診断　「誰でもできるわが家の耐震診断」（国土交通省住宅局監修・一般財団法人日本建築防災協会編集）に基づく診断をいう。

（６）　除却工事　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）が、補助金の交付の対象となる木造住宅を全て除去する工事をいう。

（７）　除却工事施工者　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の許可を受けている者又は建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成１２年法律第１０４号）第２１条第１項の登録を受け、除却工事を行う解体工事業者をいう。

（補助対象建築物）

第３条　補助対象建築物は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　原則として、昭和５６年５月３１日以前に法第６条第１項の規定による建築主事の確認を受けて建築された木造住宅

（２）　耐震診断結果の数値が１．０未満であるもの若しくは簡易診断に基づく判定の評点が７点以下のもの

（３）　１年以上居住の用に供されておらず、かつ、居住する予定のないもの

２　補助対象建築物又はその敷地が共有の場合は、除却工事を行うことについて、補助対象建築物及びその敷地の共有者全員が同意していなければならない。

３　補助対象建築物の所有者とその敷地の所有者が異なる場合は、当該建築物の除却工事を行うことについて、補助対象建築物及びその敷地の所有者が同意していなければならない。

（補助対象者）

第４条　補助対象者は、補助対象建築物の個人所有者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

（１）　直近の課税所得金額（地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額から地方税法第３１４条の２に規定する所得控除額を差し引いた額をいう。）が５，０７０，０００円以上の者

（２）　補助対象建築物の固定資産税を滞納している者

（３）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７条）第２条第６号に規定する暴力団員及び河南町暴力団排除条例（平成２５年河南町条例第２１号）第２条第３号に規定する暴力団密接関係者に該当する者

（４）　補助対象建築物について、既に河南町木造住宅耐震改修補助金交付要綱（平成２０年河南町告示第１０９号）又は河南町木造住宅耐震化促進補助金交付要綱（平成３１年河南町告示３５号）に基づく補助金の交付を受けたことがある者

（５）　補助対象建築物について、河南町三世代同居・近居支援補助金交付要綱（平成２８年河南町告示第４９号）に基づく補助金の交付を受けたことがある者

（補助対象経費）

第５条　補助金の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、除却工事に要する費用（建築物及び基礎の解体並びに廃棄物の運搬及び処分、騒音対策等に要する費用を含む。）とする。ただし、当該除却工事に伴う修繕等に要する経費は、含まないものとする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、補助対象経費の２分の１の額とする。ただし、１戸当たり

２００，０００円（長屋住宅又は共同住宅にあっては、１棟当たり２００，０００円）を限度額とし、補助金の額に１,０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、除却工事に着手する前に、河南町木造住宅除却工事補助金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（１）　建築基準法に規定する当該建築物の確認済証の写し（当該書類がない場合は建築年月日を確認又は推測できる書類）

　（２）　補助対象建築物及び土地の登記事項証明書（交付申請日前３月以内のもの）

　（３）　補助対象建築物に係る固定資産税納税証明書

　（４）　申請者の前年度の所得証明書

　（５）　耐震診断報告書又は簡易診断判定結果

（６）　耐震診断技術者であることを証する書類（第２条第２号に規定する耐震診断に限る。）

（７）　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項に規定する許可に係る許可証の写し又は建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成１２年法律第１０４号）第２１条第１項に基づく登録に係る登録証の写し

（８）　補助対象建築物の現況図（付近見取り図、配置図、平面図）及び現況写真

　（９）　１年以上居住していないことが確認できる書類

　（10）　除却工事工程表

　（11）　除却工事に要する費用がわかる内訳明細書

　（12）　利害関係者の同意書

　（13）　世帯全員の住民票の写し

　（14）　その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第８条　町長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、河南町木造住宅除却工事補助金交付決定通知書（様式第２号）により当該補助申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、当該補助金の交付について条件を付することができる。

２　町長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、河南町木造住宅除却工事補助金不交付決定通知書（様式第３号）により当該補助申請者に通知するものとする。

（除却工事の着手）

第９条　前条第１項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた補助申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知書を受け取った日から概ね３０日以内に除却工事に着手するものとし、着手したときは直ちに河南町木造住宅除却工事着手届（様式第４号）に次の各号に定める必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

　（１）　除却工事に係る契約書の写し

　（２）　その他町長が必要と認める書類

（除却工事の変更及び中止）

第１０条　補助事業者は、第７条に規定する補助金の交付申請の内容を変更しようとする場合は、河南町木造住宅除却工事補助金交付変更申請書（様式第５号）（補助金の額に変更が生じない場合は、河南町木造住宅除却工事変更届（様式第６号））に、次の各号に定める必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（１）　変更内容が確認できる書類及び図書

（２）　変更後の除却工事に要する経費がわかる内訳明細書

（３）　変更後の除却工事工程表

（４）　その他町長が必要と認める書類

２　町長は、補助事業者から河南町木造住宅除却工事補助金交付変更申請書（様式第５号）の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは補助申請者に対し、河南町木造住宅除却工事補助金交付変更決定通知書（様式第７号）により通知するものとする。

３　補助事業者は、前項の規定により、補助金の交付変更決定の通知を受けたときは、速やかに除却工事施工者と契約し、当該変更契約書の写しを町長に提出しなければならない。

４　補助事業者は、除却工事を中止しようとするときは、あらかじめ河南町木造住宅除却工事中止届（様式第８号）を町長に提出しなければならない。

５　前項の規定による届出があったときは、第８条第１項の規定による補助金交付の決定は、取り消されたものとみなし、それまでに要した経費は、補助事業者の負担とする。

（完了報告）

第１１条　補助事業者は、除却工事完了後、河南町木造住宅除却工事完了報告書（様式第９号）に次の各号に定める必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

　（１）　工事完了後の写真（全体がわかるもの）

　（２）　除却工事に係る経費の内訳明細書

　（３）　除却工事に係る経費の請求書の写し

　（４）　その他町長が必要と認める書類

２　前項の規定による工事完了報告書は、除却工事の完了した日から起算して３０日を経過した日又は補助金の交付申請に係る会計年度の３月１５日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

３　町長は、必要があると認めるときは、除却工事の適切な施工の確認のため、現地において完了検査を行うことができる。

（補助金の額の確定）

第１２条　町長は、前条の規定により工事完了報告書を受理したときは、当該報告書等の内容を審査し、除却工事が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、河南町木造住宅除却工事補助金交付額確定通知書（様式第１０号）により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１３条　補助事業者は、前条の規定による補助金の交付額確定の通知を受けたときは、河南町木造住宅除却工事補助金交付請求書（様式第１１条）に除却工事費用の支払いに係る領収書の写しを添えて、町長に補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第１４条　町長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求者に対し補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第１５条　町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

（２）　補助金を交付の目的以外に使用したとき。

（３）　補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

（４）　この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。

（５）　前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適当であると認められるとき。

２　町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、河南町木造住宅除却工事補助金交付決定取消通知書（様式第１２号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第１６条　町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る補助金を既に交付しているときは、河南町木造住宅除却補助金返還命令書（様式第１３号）により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補助申請者に対する指導）

第１７条　町長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため、補助事業者に対し、必要な助言及び指導をすることができる。

（書類の保存）

第１８条　補助事業者は、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び書類を整備し、かつ、これらの帳簿及び書類を補助金の交付決定を受けた年度の翌年度から起算して、５年間保管しなければならない。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。